

第2章 第1節 市民 について

【意見】 先回の会議で、事業者の責務を抜き出して規定する意見とその必要はないという意見を両論併記することとなったが、その際、事業者の責務規定を事務局が作成することになったのではないかと

【結論】 事業者の責務を規定するとした場合の案を事務局で作成し、次回の会議で示すこと

(事務局案)

2 事業者等の社会的責任

事業者等（市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。）は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(基本的な考え方)

事業者等の団体は、自然人としての個人と比較し、その社会的な影響力が大きいことから、市民としての一般的な責務に加え、団体としての責務を規定するものである。

ここで、環境への負荷等の負の影響力を想定して事業者のみを規定している市も見受けられるが、自治基本条例において、考慮すべき社会的影響とは、自治における影響力であり、特に最大の協働の対象と考える「公益活動団体」を視野に入れずに、「事業者」のみを規定することは妥当性を欠くものとする。

他都市の例では、他に、「協働に努めること」（文京区、岸和田市、加賀市、三次市）や、「環境への配慮等」（岸和田市、加賀市、平塚市、篠山市）を規定しているものもある。

「協働」については、各主体がお互いの合意の中で行うべきものと考えていることから、一方的な責務として規定することはそぐわないと考え、市民にも市にも責務としては規定していない。

また、「環境への配慮等」については、自治基本条例の中で、特定分野に関わる責務を規定することは、全体の統一性から見て、そぐわないものとする。

(香田委員から提出された意見)……別紙参照

第5回会議で、「事業者の責務」については、両論併記とすることとなったが、事業者の責務をより具体的に次の条文として併記する。できれば、その重要性をご理解いただき、両論併記ではなく新設の項目として設定をお願いしたい。

2 事業者の責務

事業者は地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全で快適な環境の実現およびうるおいのあるまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

第3章 第2節 参画と協働のしくみ

1 情報の提供等

【意見】

- ・ 標題を「情報の提供等」ではなく、「情報の公開等」にすべき
- ・ 市民に分かり易く、市が保有する情報をインデックスする方法などを含め、改正情報公開条例を踏まえ、再構築する必要がある。

【結論】 次回までに事務局で修正案を作成すること。

(事務局案)

改正情報公開条例を踏まえ、以下のとおり修正する。

1 情報の公開等

市は、次に掲げる事項に関し、「新潟市情報公開条例」で定めるところにより、市民の知る権利を保障するとともに、市民との情報共有の効果的な推進を図ります。

市が保有する公文書の公開に関する事

政策形成過程の情報の提供に関する事

審議会等の附属機関及び市長等が設置したこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という

）の会議の公開に関する事

市の出資法人及び指定管理者の情報公開に関する事

3 市民意見の提出手続き

【意見】

- ・ 行政手続法の改正趣旨を踏まえ、条例化すべきである。（パブリックコメント条例の制定又は行政手続法条例の改正）
- ・ 後段に、「市民の意見及びその意見に対する市側の見解を公表する」という文言が必要。

【結論】 次回までに事務局で修正案を作成すること。

(事務局案)

3 市民意見の提出手続き

市は、政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進するため、市の重要な政策の立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表し、市民からの意見を求めます。

市は、市民から提出された意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を取りまとめて公表します。

前2項に定める市民意見の提出手続きは、別に条例で定めます。

5 協働の推進

【意見】 三鷹市のように、市民会議や協定の締結について、次のような規定を追加すべきである。

市は、市民との協働による施策を実施するために、市民会議等を設置することができます。
市民、事業者等及び市は、計画の策定及び実施の過程において、市民参画の実効性を確保し、協働による市政を推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができます。

【結論】 会長あずかりとする。

第3章 第3節 信頼性・公正性・効率性確保のしくみ

3 市民の権利利益の保護

【意見】

- ・ 第三者機関の設置等を努力義務としているが、明確に公的オンブズマンとして条例設置を謳うべきである。
- ・ 「第三者機関」を「オンブズマン」に変更すべきである。
- ・ 「整備するよう努めます。」を「整備します。」に修正すべきである。
- ・ 解説にある「行政評価委員会」がこれに当たることは理解するが、一般市民から誤解を受けるので早急に名称を変更すべきである。

【結論】 「第三者機関」を「オンブズマン」等の表現に、また末尾を「整備します。」と変更する。

(修正案)

3 市民の権利利益の保護

市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応します。

市は、市政に対する市民からの相談等に対する市の対応について、公正かつ中立的な立場から評価を行うオンブズマン等の不利益救済制度を整備します。

4 行政評価等

【意見】

- ・ 「行政評価を実施し」の前に、「市民の視点に立脚し、また事業内容に即した評価規準を設定して」を追加すること。
- ・ 評価の結果を政策や事業等に反映させることを追加すべきである。

【結論】 「市民の視点に立脚し、また事業内容に即した評価規準を定め」及び「評価の結果を政策や事業等に速やかに反映させるよう努めること」を追加する。

(修正案)

4 行政評価等

市は、市政運営を効率的かつ効果的に行うとともに、市政の透明性を高め、市民への説明責任を果たすため、**市民の視点に立脚し、また事業内容に即した行政評価を実施します。**

市は、前項の評価の結果を市民に公表するとともに、**市の施策や事業等に反映するよう努めます。**

市長は、外郭団体（市が設立した土地開発公社及び資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人を言います。）の円滑な運営及びこれに関連する市の事務事業の適正な執行を図るため、市の関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行います。

5 外部監査

【意見】

- ・ 第3章第3節の最後に「外部機関による監査」という項目を起こし、以下のことを追加すべきである。

市は適正で効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者（以下「外部機関」という。）に監査を実施させることができます。

住民は、前項の目的を達成するため、市に対して外部機関による監査の実施を請求することができます。

市は前項の請求があったとき、外部機関の監査を実施させて、その結果を公表するものとする。

外部機関による監査の実施に必要な事項は別に条例で定める。

- ・ 「監査」の部分に更に「評価」を付け加えるべきである
- ・ 文言の詳細は別として、重み付け等の意味から外部監査制度を規定すべきである。

【結論】 事務局で自治法に抵触しない範囲で次回までに案を作成し、検討を行う。

(事務局案)

5 外部監査

市は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、「新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例」で定めるところにより、外部監査を実施します。

(基本的考え方)

外部監査については、地方自治法で規定する外部監査制度があり、市では、既に上記「外部監査契約に基づく監査に関する条例」によって、この制度のすべてを実施できるよう規定している。

この内容を詳細に規定をすることは、地方自治法との用語の統一性や請求権との関係から、包括外部監査、個別外部監査などの用語や、住民の監査請求権、住民監査請求に基づく請求権などを踏まえた表現が必要となることから、外部監査制度全体を包括的に規定をした。

(参考)

伊賀市自治基本条例

(外部監査) 注: 現行, 制度なし

第 57 条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施する。

丸亀市自治基本条例

(監査) 注: 包括外部監査制度のみあり

第 29 条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するものとする。

札幌市自治基本条例 (存在だけを補足的に明示したもの)

(公正で信頼の置ける行政運営の確保) 注: 包括, 個別外部監査制度ともあり

第 2 0 条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。

篠山市自治基本条例

(外部機関による監査) 注: 現行, 制度なし

第 2 3 条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる。

(解説では、「外部機関による監査は、地方自治法上の個別外部監査と包括外部監査がありますが、本条例では、「外部機関その他第三者による監査を実施することができる」としており、本条例施行後に、その内容を検討することになります。」としている。)

岸和田市自治基本条例

(外部機関その他第三者による監査) 注: 現行, 制度なし

第29条 市は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者(以下「外部機関等」という。)に監査を実施させることができる。

2 住民は、前項に規定する目的を達成するため、市に対して監査委員に代えて外部機関等による監査の実施を請求することができる。

3 市は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとする。ただし、監査を実施させないときはその理由を公表するものとする。

4 前3項に規定する外部機関等による監査の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

(解説の中で、具体的には地方自治法で規定する個別外部監査制度を設けるとしている。)